

特別障害者手当・障害児福祉手当・在宅重度心身障害者手当のご案内

重度の障害を有し、日常生活において介護等を要する状態にある方に対して、負担の軽減を図るために支給される手当があります。各種手当の支給には申請が必要となります。詳しくは福祉課へお問い合わせください。

特別障害者手当

在宅での日常生活において、重度の障害ゆえに特に必要とされる介護等の負担を軽減するための手当です。

▶対象

20歳以上で、身体または精神の重度の障害により、日常生活において常時特別の介護を要する状態にある方
※特定の施設に入所中の方、病院または診療所に継続して3カ月を超えて入院している方は支給の対象外となります。

▶手当額

月額 **27,980** 円(令和5年度)

障害児福祉手当

在宅の重度障害児の方に対する福祉の措置の一環として実施されている手当です。

▶対象

20歳未満で、身体障害者手帳の1級の一部および2級の一部の方、療育手帳(ア)相当の方、ならびに精神障害・血液疾患等で同程度の障害を有する方
※特定の施設に入所中の方、障害を支給事由とする年金を受給している方は支給の対象外となります。

▶手当額

月額 **15,220** 円(令和5年度)



在宅重度心身障害者手当

在宅重度心身障害者の経済的、精神的負担の軽減を図ることを目的とした手当です。

▶対象(※1)

- ①身体障害者手帳1級または2級の方
 - ②療育手帳(ア)またはAの方
 - ③精神障害者保健福祉手帳1級の方
 - ④超重症心身障害児
 - ⑤特別児童扶養手当の支給に関する法律施行令別表第1に定める程度の方
- ※65歳以上で新たに障害者手帳を取得された方は対象外となります。

▶手当額

月額 **5,000** 円(9月と3月に6カ月分ずつ支給)

※住民税非課税が受給条件となります。
※特別障害者手当等を受給した場合や特定の施設(※2)に入所等した場合は支給停止となります。

▶その他

- 特別障害者手当等の資格を喪失された場合や特定の施設(※2)を退所等されると、在宅重度心身障害者手当を受給できる場合があります。65歳未満で未申請の方は、福祉課へご連絡ください。
- 在宅重度心身障害者手当が支給停止中の方で、特別障害者手当等の資格を喪失された場合や特定の施設(※2)を退所等されると支給停止が解除されますので、該当される場合は福祉課へご連絡ください。

(※1)在宅重度心身障害者手当を既に申請されていた方で、平成22年1月1日より前に、特別障害者手当等の受給が開始となった方や特定の施設に入所等した方は、在宅重度心身障害者手当が喪失扱いとなっていますので、福祉課で再申請の手続きが必要となります。

(※2)特定の施設に関しては、福祉課へお問い合わせください。

☎福祉課(☎581・2121内線125)



寄居町地域通貨Yori-Ca 2周年プレミアムチャージキャンペーン

寄居町地域通貨Yori-Ca(ヨリカ)は寄居町が発行する独自の地域通貨で、1ポイント=1円でお買い物ができ、町内のヨリカ取扱店で利用できます。発行2周年を記念して、プレミアム率30%のプレミアムチャージキャンペーンを実施します。

▶キャンペーン期間

11月1日(水)~**12月25日**(月)

※予算額に達した時点で終了となります。

▶内容

1,000円のチャージで **300** プレミアムポイント付与(付与上限:1人当たり7,500プレミアムポイント)

- ※上限額(25,000円)まで複数回に分けてチャージした場合でも、プレミアムポイントは付与されます。
- ※アプリタイプの場合、スマートフォンアプリ「chiica」内、ヨリカのチャージボタンを押し「チャージ可能なマネー一覧」の中から「2周年プレミアムチャージ」を選択してください。
- ※カードタイプの場合、キャンペーン期間中、チャージは「2周年プレミアムチャージ」(チャージ上限額25,000円まで)のみに限られ「通常チャージ」はできません。
- ※付与されたプレミアムポイントは1%ポイント還元の対象外です。

▶プレミアムポイント利用期間

ポイント付与日から令和6年**3月31日**(日)まで
※利用期間が終了すると、キャンペーンによって付与されたプレミアムポイントは失効します。
※チャージした分のポイントの有効期限は「2周年プレミアムチャージ」の最終チャージ日から2年間です。



☎産業振興企業誘致課(☎581・2121内線411・412)

追加受付を行います!

住宅改修資金補助制度

町では、予算額に達したため受付終了となっていた住宅改修資金補助金交付申請の追加受付を行います。

▶追加受付開始日/ **10月16日**(月)

※予算額に達した時点で受付終了となります。

▶対象となる住宅

- 次の①~③のいずれかに該当する建築物
- ①個人住宅(自己の居住用の建築物)
 - ②併用住宅(個人住宅と店舗や事務所が同一の建築物になっている場合の居住用部分のみ)
 - ③集合住宅(アパート等の所有者の自己居住部分のみ)

▶対象工事

町内に事業所がある施工業者が行う、工事費が20万円以上(消費税および地方消費税を除く)で、令和6年2月末日までに完了する住宅改修工事
※交付決定後30日以内に着工する必要があります。
※新築や建て替え工事、補助金交付決定以前に着手した工事等は対象外となります。

▶補助金額

改修工事に要した費用(税抜)の **10%**
(**20**万円を上限)
※千円未満は切り捨て

▶申請方法

必要書類を持参し、産業振興企業誘致課へ申請してください。
※詳細は本誌4月号、または町公式ホームページをご覧ください。



☎産業振興企業誘致課(☎581・2121内線412)